

森林環境譲与税※活用事業

さがみはら津久井産材※利用促進・普及啓発事業補助金

令和4年度 公共的建築物等へのさがみはら 津久井産材利用促進事業

神奈川県約20%を占める豊かな森林を次の世代へ引き継いでいくため、相模原市では、木の良さを知っていただき、また木材を様々な場面で利用していただくことを目的として、多くの方が利用する民間建築物において、積極的な木材利用を行う取組に対し、その経費の一部を補助します。

■ 補助の対象となる施設

相模原市の内外問わず、多くの方が利用し、主にさがみはら津久井産材を使用して木造化・木質化を行う施設であり、木材のPR効果が十分に見込まれる施設。

■ 補助の申請方法

事業提案書に必要書類を添え、受付期間内に提出先に提出。
(申請に当たっては、事前にご相談ください。)

詳細は、裏面をご覧ください。

受付期間：令和4年4月1日（金）～6月30日（木）

※森林環境譲与税：森林の整備及びその促進に関する施策を実施することを目的に、令和元年度から地方自治体に譲与される税のこと。

※さがみはら津久井産材：相模原市内で生産された針葉樹、広葉樹等の木材。丹沢山の北側の寒冷な土地で育ち、年輪の目が詰まり虫食いが少ないと言われています。

◆要件

さがみはら津久井産材を利用し、そのPRを十分に図る事が見込まれ、不特定多数の利用者が見込まれる施設であること。

◆補助対象者

木造化・木質化を行う対象施設のオーナー、運営者等。

◆木材使用量

木造化・木質化を行う箇所にさがみはら津久井産材を50%以上(体積換算)使用すること。

◆補助対象経費

- ①木造化・木質化のための工事費
- ②木製什器等の購入、組立て、設置、運搬に係る経費

◆補助金の額

補助対象経費の1/2以内。ただし500万円を上限とする。

◆交付を受けた者の義務

当該施設でさがみはら津久井産材が使用されている旨を明示し、木材利用の促進に努めるとともに、木材利用の促進に関する市の施策への協力に努めること。

◆財産処分及び転用制限期間

- ①木造化・木質化 8年
- ②木製什器等 5年

◆審査会の実施

補助金の申請前に事業提案書等を市長に提出し、審査会において補助金申請の適否を決定する。

※詳細な条件についてはホームページを確認いただくか、お問い合わせください。

【補助金申請の流れ】

事業提案書の提出 → 審査会での審査 → 審査結果の通知 → 補助金交付申請書の提出
→ 補助金交付決定の通知 → 事業着手 → 事業完了(年度内)・実績報告書の提出 →
額確定の通知 → 補助金交付請求書の提出 → 補助金の交付

※下線部は申請者が行う手続き等です。

🌲 さがみはら津久井産材を “使う”ということ

■神奈川県の水がめである5つのダムを持つ相模原市。森林はその水源を保全するための重要な役割を担っています。市内の森林から生み出される「さがみはら津久井産材」を使用することは、森林や水源を守ることにつながります。

■収益が地域の林業に還元され、「伐って、使って、植える」という樹木のサイクルを通じて、森林の持続可能な経営が行えます。また、地域の経済の振興にもつながります。

■木材は製造時の炭素放出量が少なく、また炭素を貯蔵する性質を持つことから、木材を利用することは、地球温暖化の防止にも貢献します。

ホームページ 相模原市トップページ>暮らし・手続き>環境>さがみはら森林情報館
<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kankyo/shinrin/index.html>

書類提出・お問い合わせ先

相模原市環境経済局経済部 森林政策課
住所 〒252-5172 相模原市緑区中野6-3-3
電話 042-780-1401 FAX 042-784-7474
E-mail shinrinseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp



「森の恵み」を次の世代へ